

# 令和4年度予算編成方針

## 1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために経済活動を抑制してきたこともあり、年度前半は緩やかな回復となるが、公的支出により下支えする中で、ワクチン接種の促進等もあってサービス消費が回復に向かい、輸出や設備投資の着実な増加とあいまって、年度後半に回復のペースが速まり、実質3.7%程度、名目3.1%程度の経済成長が見込まれる。

国の令和4年度予算の概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本方針としている。

地方財政における一般財源総額（水準超経費を除く）は、前年同額の62.1兆円と令和3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する概算要求が行われており、地方交付税については財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとしている。

## 2 本市の財政見通し

山陰の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、生産活動が停滞傾向にあり、投資活動も弱含む中、個人消費は底堅いものの、一部に厳しさがあり、総じて持ち直しの動きに一服感がうかがえるとされている。

令和3年度の市財政は、当初の見込んだ税収は確保できる見通しではあるが、歳出において、新型コロナウイルス感染症対策経費、台風・大雨災害による災害復旧費の増大により、追加経費への対応に迫られており、厳しい財政運営が続いている。

令和4年度の本市の市税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな伸びは期待できない状況と見込まれる。一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策関連経費や景気回復に向けた施策が増大する状況の中、地方創生の取組として、「第2次総合戦略」に基づく施策をコロナ禍の影響を抑えつつ、一層深化させることが求められることから、これまで取り組んできた行財政改革により生み出した財源を最大限効果が発揮されるよう施策展開しなければならない。

したがって、国と同様、歳出を徹底して見直し、公共施設の適正化などの行財政改革を着実に進め、地方債残高の縮減による公債費負担の軽減を継続し、財政健全化と財源の重点配分により、将来を見据えた予算編成を行うこととする。

### 3 予算編成の基本的な考え方

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式は一変し経済的な打撃は深刻なものとなっている。

国等の動向、感染状況に注視し、市民生活や市内事業者の状況把握に努め、感染拡大防止対策経費を適切に計上するとともに、地域経済の回復に向けた施策を検討すること。

#### (2) 予算の優先的・重点的な配分

「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」に掲げられた事業については、優先的・重点的な予算配分を行う。

ただし、財源には限りがあるため、事業の効果・予算の効率性を熟考の上、要求を行うこと。

##### 【重点的事業要件】

「令和3年6月市長所信表明」、「次期総合計画の各施策の柱に位置付ける取り組み」または「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」に該当する新規事業

※該当事業がある場合でも、各部局3事業までとし、要求後、重点的事業配分額の範囲内において総合的観点から予算編成を行う。

#### (3) 持続可能な財政運営

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税・地方交付税等の一般財源の伸びが期待できない中、新たな行政需要が懸念され、大変厳しい予算編成となることが見込まれる。

本市の中期財政見通しにおいては、歳入の減少と増え続ける社会保障費、大規模整備事業やデジタル化関連経費の増、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度による人件費の増など厳しい財政状況は依然として続いており、引き続き財政健全化に向けた取組が必要となっている。従って、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、徹底した事業のスクラップを行うなど、不断の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営を行っていかねなければならない。

#### (4) 国の動向について

新型コロナウイルス感染症の感染状況及び経済状況等により、令和3年度と同様に臨時・特別の措置を講ずることが予想される。

国の動向について注視し、予算編成過程の中で柔軟に対応できるよう努めること。

### 4 予算編成の留意事項

予算要求にあたり、下記事項に特に留意願いたい。

(1) **第2次総合戦略該当事業における予算要求について**

第2次総合戦略該当事業は、「若者・女性がもっと暮らしやすいまち」を目指し、「新しい時代の流れ」を力にして、分野横断的に取り組むことが重要である。

該当事業については、実施スケジュールや経費負担、実施主体の責任・役割などについて関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。

(2) **各種統計データに基づいた効果的な予算要求について**

事業を実施する目的を明確にした上で、各種統計データを分析・活用し、効率的・効果的な施策となるよう予算要求を行うこと。

(3) **事業効果の明確化**

「行政マネジメントシステム（かなび）」及び本年度より実施している「主要事業工程管理」を活用し、PDCAサイクルに基づき、政策的な事業において事業効果を明確にすること。

(4) **既存事業のスクラップの徹底**

限られた財源の中、新たな行政需要が見込まれ、大変厳しい財政状況が予想される。限られた財源の中で新規事業や重点施策に取り組むためには、例年以上に既存事業をスクラップすることが必須である。

よって、令和4年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、既存事業のスクラップにより要求額を抑制すること。

なお、スクラップにあたっては事前に関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に中止・未執行となった事業について、事業見直しの契機ととらえ、廃止の検討を行うこと。事業を継続する場合であっても、新たな生活様式に合った事業となるよう再構築を図ること。なお、旅費の要求についてはWEB会議の利用など、予算削減が可能か十分に検討すること。

※以下に掲げる内容を中心に、積極的に事業をスクラップすること。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に未執行となり、令和4年度も引き続き未執行となる事業、または令和4年度から廃止する事業

② 「(3) 事業効果の明確化」において事業効果のあがらないもの

③ 令和3年度当初予算において「廃止・縮小検討」として内示した事業、及び、二次予算要求時に「優先度C」とした事業

④ 行政改革推進課及び政策企画課が集約した「事務事業見直し」、「スクラップ事業」や財政課の査定において「見直し対象」とした事業については、必ず事業見直しを行い、削減額に反映させること。

(5) **決算特別委員会審査意見の反映**

決算特別委員会審査意見を参照し、必要な見直し等を行った上で予算要求すること。

(6) 類似施策等の重複・排除、大胆な見直し

総合戦略における同一プロジェクト事業など各部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方にとらわれることなく、関係課での連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

(7) 将来負担の軽減

中期財政見通しにおいては、今後普通建設事業費の高止まりが見込まれることから、安定的な財政運営のため、財政指標の改善、普通建設事業の平準化、市債の発行抑制、繰上償還及び財政調整基金への積立に取り組むこととする。

(8) 会計年度任用職員の適正化

会計年度任用職員が従事する業務を十分に把握した上で、業務の効率化に努め、職員の人数、任用期間及び任用形態を検証し、適正な人員配置とすること。特に、会計年度任用職員が従事する事業のうち、人件費への財源措置のない事業について、事業そのものを積極的に見直すことにより、人件費の縮減を図ること。また、要求にあたっては、事前に総務部と調整された組織・機構の人役配置の範囲内での要求とすること。

(9) 公共施設のあり方

公共施設にかかる管理運営費や老朽化等による維持補修費が財政を圧迫する事態となっている。「公共施設適正化計画」に基づき、効率的な運営管理を検討するとともに、公共施設としての必要性や施設の統廃合、あるいは集約化・複合化・長寿命化を含めた再編の可能性等も十分検討した上で予算要求を行うこと。(財政措置上有利な起債メニューあり。)

また、地方公会計制度に基づく固定資産台帳を活用し、資産別の有形固定資産減価償却率(いわゆる老朽化比率)＝減価償却累計額／(減価償却累計額＋期末簿価)などの公共施設の現状分析を行い、予算要求を行うこと。

(固定資産台帳は、ファイル管理－財政課－公会計に掲載。)

なお、適正化方針が未定の施設にあっても、施設運営の効果が極端に少ないものは当面休止とするなど、出来る限りコスト削減に努めること。

(10) 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、当該会計設定の趣旨にのっとり、経営改善の徹底、諸料金の適正化に努め、健全経営の確立を図ること。

一般会計からの繰入金や補助費等に関する事業費は、総務省が定める繰出基準を原則として、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

また、公立病院の集中的な改革や水道、下水道の広域化等、国の施策に注視しながら、将来に向けた経営改革に取り組むこと。

#### (11) 目的税の明確化

入湯税や都市計画税などの目的税は、特定の目的を達成するため課税されていることから、その用途を明らかにすることを方針としている。

#### (12) 有効な特定財源活用の徹底

地方創生関連交付金等、国県補助金や財政措置上有利な起債、特定目的基金の充当、活用可能な諸収入等を研究し、事業を行うための財源を確保すること。

国及び県の補助事業等については、関係機関と連携を密にするなどの確な情報収集に努め、漏れがないよう徹底すること。また、国や県の予算削減に伴い、補助事業が廃止または縮減されたものについては、事業の必要性・効果を改めて検証し、一般財源で肩代わりすることの無いよう、原則として事業の見直しを行うこと。

特に、制度の見直し等により新たに財政的・人的負担が発生するものについては、県内市町村や関係機関と連携を密にし、事前協議や意見交換等を徹底し、事業の必要性について十分に検討すること。

#### (13) 外郭団体等に関する事項

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体等については、財政健全化法の対象となることに留意し、積極的かつ計画的に市関与の見直しを進めること。

また、労働関係法令改正に適切に対応するとともに、団体の組織・人員のあり方を検討し、団体が真に必要な事業を行っているか、財政的自立のための経営努力を行っているかなどの観点から、安易に市基準を適用することなく、市の財政支出の見直しを行うこと。

#### (14) 事業計画等の調整

個別事業の計画策定にあたっては、総合計画の実施計画及び各種事業計画(プラン)に留意すること。

#### (15) 使用料及び手数料の見直し

「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき、受益者負担の適正化の観点から、実現可能なものから使用料及び手数料を見直すこと。

#### (16) 業務の効率化、デジタル化について

スマート自治体への転換による業務の効率化を図る観点から、AI(人工知能)や定型的なパソコン操作業務のRPA(ソフトウェアロボットによる業務自動化の取り組み)の活用を検討すること。また、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック(令和3年6月総務省作成)」、「自治体におけるRPA導入ガイドブック(令和3年1月総務省作成)」等を参照し、効果が見込まれる業務については、行政改革推進課と協議の上、実装に向けた調整に着手し、必要な経費を要求すること。

なお、AI、RPAの内容によっては、市全体で導入の検討をした方が効率的なものもあると想定されるため、具体的な検討に着手する前に行政改革推進

課に相談すること。

また、押印の廃止や電子化、ペーパーレス化、手続の電子化を推進すること。

#### (17) 「Internet Explorer」のサポート終了に係る対応について

令和3年9月24日付政第258号「「Internet Explorer」のサポート終了に係る対応について」にて通知のあったとおり、内部情報系システム標準ウェブブラウザである「Internet Explorer」のサポートが令和4年6月15日で終了することに伴い、各課所管のWEBサイト及びシステム等の改修が必要な場合は、政策企画課情報政策推進室と協議の上、必要な経費を要求すること。

### 予算要求基準の設定

令和4年度は、以下の基準により要求すること。

#### <基本的要求基準>

##### I 【重点的事業】 ※一般財源で2億円を準備

「令和3年6月市長所信表明」、「次期総合計画の各施策の柱に位置付ける取り組み」または「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」に該当する新規事業

※該当事業がある場合でも、各部局3事業までとし、要求後、重点的事業配分額の範囲内において総合的観点から予算編成を行う。

※重点的事業は、所要額を要求とする。

##### II 【重点的事業以外の新規事業】

重点的事業以外の新規事業は、既存事業のスクラップ等による調整を行い、令和4年度予算編成一般財源配分額の範囲内（既存事業を含む）で要求すること。

##### III 【既存事業】

① 以下の対象事業については、令和4年度予算編成一般財源配分額の範囲内での要求とし、部局内で調整を行い厳守すること。

- ・ハード事業
- ・ソフト事業 …R3 当初比△5%で配分
- ・扶助費
- ・特別会計繰出金
- ・施設等管理運営費 …R3 当初比△1%で配分
- ・その他経常的経費 …R3 当初比△1%で配分

※ただし I、II、IIIともハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

※令和3年度に重点的事業として要求した事業を令和4年度も継続して要求する場合は、原則として臨時的経費（ハードまたはソフト事業）として一般財源配分額の範囲内で要求すること。

② 令和3年8月3日付財第52号「令和4年度当初予算編成に向けた準備作業について(通知)」により回答した「当初予算見直し調書」において、令和3年度当初予算より減額可能とした事業については、必ず減額要求すること。

また、行政改革推進課及び政策企画課が集約した「事務事業見直し」、「スクラップ事業」や財政課の査定において「見直し対象」とした事業については、必ず事業費見直しを検討のうえ、削減額に反映させること。

上記内容を反映させてなお、令和4年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、要求額を抑制すること。

③ 公営企業繰出金は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。また、基準内繰出においても、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

#### **IV【優先度の設定】**

二次予算【臨時的経費（ハード事業、ソフト事業）】の要求については、事業毎に優先度の高いものからA、B、Cの区分けを行い要求すること。ただし、区分が偏ることの無いよう、各部局内の一般財源額に対して以下の割合を遵守し、区分けすること。

- A：一般財源額の3割を超えない範囲で指定
- B：一般財源額の5割を超えない範囲で指定
- C：上記以外の事業について指定